

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に係る 利用料金設定割合について

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業（以下「本事業」という。）に係る利用料金設定割合について、下水道使用料改定に伴い以下のとおりとします。

1 利用料金設定割合について

浜松市公共下水道西遠処理区（以下「西遠処理区」という。）の使用者が支払う料金は、浜松市下水道条例に基づき算出され、汚水排出量が同じであれば、他の処理区と同一となる。

本事業は西遠処理区の一部の施設を対象としており、使用者が支払う料金を市と運営権者に配分する必要がある（図1参照）。配分にあたり、浜松市下水道条例（平成30年4月1日施行）では、使用者が支払う料金の総額に一定の割合（以下「利用料金設定割合」という。）を乗じて利用料金を算出することとしており、当該割合は、3割までの範囲内で管理者が定めると規定している。

募集要項（募集時）では、応募者が提案に用いる利用料金設定割合を、コンセッション方式により運営権者が実施した場合における利用料金の所要額を根拠として27%とした。

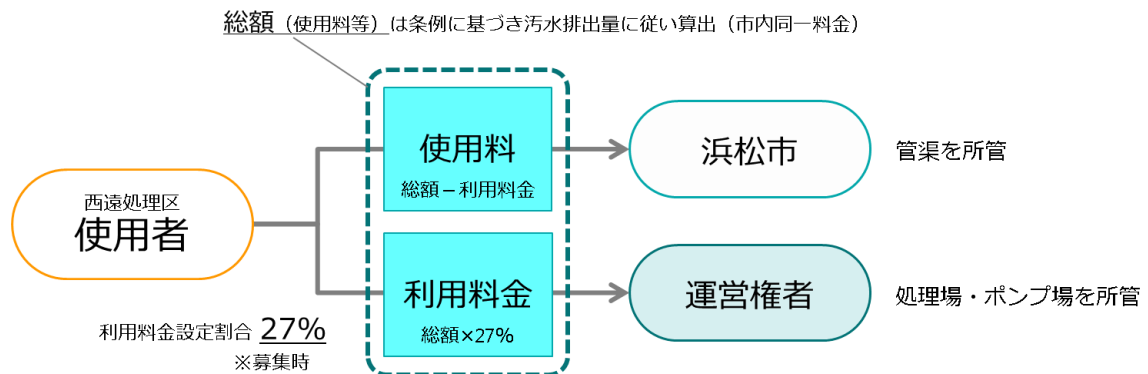


図1

2 下水道使用料改定について

耐震化・老朽管更新事業の推進及び企業債償還金の財源を確保しつつ、下水道事業の経営改善を図るため、平成29年10月1日から下水道使用料を改定（平均12.9%値上げ）する。

西遠処理区の料金の総額は使用料改定に伴い増加するが、募集時の利用料金設定割合（27%）を据え置いた場合、運営権者は必要以上に利用料金を得ることになる。

3 利用料金設定割合の規定

下水道使用料を改定した結果、募集時に示した事業期間中の利用料金総額と概ね変わらない額とするために、事業開始時の利用料金設定割合を 23.8%にする。今後、浜松市下水道条例施行規程に利用料金設定割合を 23.8%として規定する。

算定は下記のとおり。

(1) 募集時の利用料金設定割合 (27%)

(図2参照) (単位：千円 税抜)

区 分		金額 (20年間)
下水道使用料 (市全体)		207,197,000
うち西遠処理区	A	134,251,536
うち下水道利用料金	B	36,247,915 ●
割合	B/A	27.0%
		利用料金設定割合

(2) 事業開始時の利用料金設定割合 (23.8%)

(図3参照) (単位：千円 税抜)

区 分		金額 (20年間)
下水道使用料 (市全体)		226,398,701
うち西遠処理区	A	152,302,166
うち下水道利用料金	B	36,247,916 ●
割合	B/A	23.8%
		利用料金設定割合

概ね同額

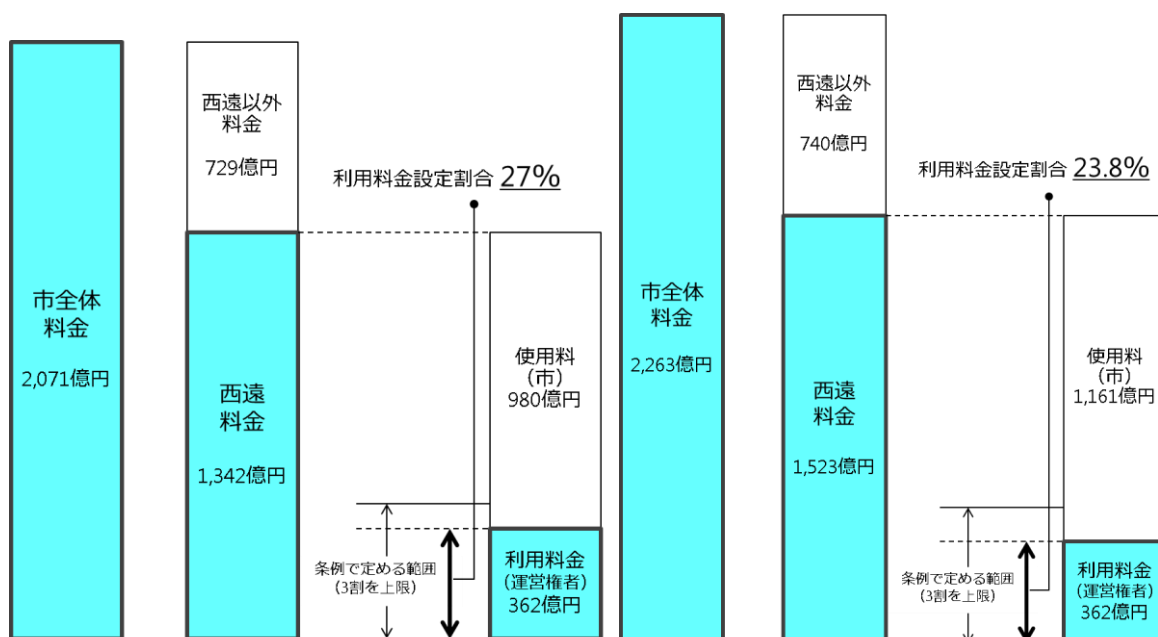


図2 募集時

図3 事業開始時